

投票にはこんな方法もあります

■代理投票・点字投票

身体障害などにより自分で投票用紙に記入ができない方は**代理投票**が、目の不自由な方は**点字投票**ができます。投票所でお申し出ください。

■施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設（病院など）に入院、入所の方**は、その施設内で不在者投票**ができます。施設長にお申し出ください。

期日前投票は市役所で



投票所に仕事、冠婚葬祭、レジャー、病気などの理由で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

とき **10月12日(祝)～17日(土)**

午前8時30分～午後8時

ところ **市役所本館1階 102会議室**

持ち物 **入場券**

- 車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。介護が必要な方は、事前に選挙管理委員会へお申し出ください。
- 17日(土)は、混雑が予想されます。早めにお越しください。

入場券裏面に期日前投票の宣誓書を印刷しました。期日前投票される場合は、宣誓書をご記入してお越しください。

期日前投票 宣誓書

私は、平成27年10月18日執行の瀬都市長選挙の当日、次の事由に該当する者及びです。

氏名	平成 27 年 10 月 日
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
現住所	瀬都市
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。瀬都市

下記は、真実であることを誓います。

次の期日前投票事由（AからCのいずれか）及び該当事由に○を付けてください。

(A) 1 仕事事由	ア、仕事 イ、学業 ウ、地域行事の役員 エ、本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他（ ）に就事
(B) 2 旅行事由	上記A以外の用事又は事故のための ア、瀬都市以外に 外出 バ、瀬都市内に 旅行 ヤ、その他（ ）に滞在
(C) 3 病気事由	ア、疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩 行が困難 イ、その他（ ）

不在者投票のため投票用紙等を請求する場合には、□に「し」を付すこと。

□不在者投票のため瀬都市長選挙の投票用紙及び投票用封筒を請求します。
連絡先 ☎（ ）

瀬都市選挙管理委員会委員長 殿

事務局長 役職

投票区	名簿番号	性別	区別	管理番号
		男 女		

郵便などによる不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、自分で投票用紙に記入できる方に限ります。記入できない方は代理記載制度もあります。

■郵便などによる不在者投票
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証をお持ちの方で左表の項目に該当する方は、**郵便などによる不在者投票**ができます。

郵便等投票証明書の交付を受けた上で、**投票用紙等の交付請求**を、投票日の4日前（10月14日(水)）までに行ってください。郵便等投票証明書の交付、投票用紙等の交付請求は市選挙管理委員会で行ってください。

違反のない明るい選挙

立候補者が選挙運動をできる期間は決められており、次のような行為は選挙違反になります。

活動期間 10月11日(日)～17日(土)

※告示日の立候補届け出後から投票日の前日まで

- 届け出前に行われる選挙運動
 - 有権者に酒食などをふるまい、投票を依頼すること
 - 候補者やその知人が各戸をまわり、投票を依頼すること
 - 通行人を選挙事務所に呼び入れ、飲食物をふるまうこと
 - 選挙郵便の表示のないハガキで投票依頼したり、選挙運動関連文書を回覧したりすること
- みんなで違反のない、きれいな選挙にしましょう！

